

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月25日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第54号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条中「毎月」を「1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を、当該四半期の最初の月の」に、「」に、当該月分の政務調査費を」を「。次項において同じ。)に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該四半期の最初の月から任期の満了の日の属する月までの月数分の政務調査費を交付するものとする。

第6条に次の2項を加える。

2 知事は、一の四半期の途中において、会派が結成された場合又は会派の所属議員の数が増加した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める政務調査費を、当該結成された日又は当該増加した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合にあつては、その月)の10日に交付するものとする。

(1) 会派の結成 当該結成された日の属する月の翌月(その日が

月の初日の場合にあつては、その月)以降の当該四半期に属する月数分の政務調査費

(2) 会派の所属議員の数の増加 当該増加した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合にあつては、その月)以降の当該四半期に属する月数分の増加した所属議員の数に係る政務調査費

3 会派(会派が解散した場合にあつては、その代表者であった者)は、一の四半期の途中において、会派の所属議員の数が減少した場合又は会派が解散した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(1) 会派の所属議員の数の減少 当該減少した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合にあつては、その月)以降の当該四半期に属する月数分の減少した所属議員の数に係る政務調査費

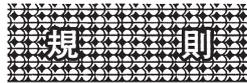
(2) 会派の解散 当該解散した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合にあつては、その月)以降の当該四半期に属する月数分の政務調査費

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

総務課



長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月25日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第12号

長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

第19条中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に、「自動車の使用制限に関する意見照会書」を「車両の使用制限命令に関する意見照会書」に改める。

第20条の見出し中「自動車」を「車両」に改め、同条中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に、「自動車の使用制限書」を「車両の使用制限書」に改める。

様式第2号の2の備考の1中「第2条第1項の表の右欄の(9)のエ」を「第2条第1項の表の右欄の(11)のエ」に、「同(9)のオ」を「同(11)のオ」に改める。

様式第16号中「殿」を「様」に、「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

様式第17号を次のように改める。

(様式第17号)(第19条関係)

第 号

年 月 日

殿

長野県公安委員会 印

車両の使用制限命令に関する意見照会書

下記の者に対して道路交通法第75条第2項(第75条の2第1項、第75条の2第2項)の規定により車両の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば、年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分の理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

(別紙) (第19条関係)

<p>処 分 の 理 由</p>		
<p>処 分 の 年 月 日 (予 定)</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>処 分 の 期 間 (予 定)</p>	<p>日間</p>	
<p>処 分 に 係 る 車 両</p>	<p>登 録 (車 両) 番 号</p>	
	<p>使 用 の 種 別</p>	
<p>そ の 他 参 考 事 項</p>		

様式第18号中「自動車の使用制限書を「車両の使用制限書」に改め、「氏名」の次に「(法人にあつては、その名称及び代表者

殿

の氏名)」を加え、「自動車の使用の」を「車両の使用の」に、

「自動車の登録
(車両)番号」

を

「車両の番号標
の番号」

に、

「年 月 日から
年 月 日まで」

を

「年 月 日から
年 月 日まで 日間

に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年長野県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改める。

第3条の見出し中「自動車」を「車両」に改め、同条中「第75条第2項」の次に「又は第75条の2第1項若しくは第2項」を加え、「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改める。

様式第4号中「殿」を「様」に、「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

様式第5号中「自動車の使用制限書を「車両の使用制限書」に、「自動車の使用の」を「車両の使用の」に、

殿

「自動車の登録
(車両)番号」

を

「車両の番号標
の番号」

に、

「年 月 日から
年 月 日まで」

を

「年 月 日から
年 月 日まで 日間

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通指導課